Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所

北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビースクエア2F
TEL.093-571-0081　FAX.093-571-6095

福岡オフィス

2020年5月 移転

〒810-0044 福岡市中央区六本松2丁目12番25号 ベルヴィ六本松802号
TEL.092-712-4923　FAX.092-714-2379

ホームページ
http://www.ohtemachi-lawyer.com/
大手町法律事務所

事務所報

COMMUNICATION PAPER

2024.1
vol 19

弁護士法人 大手町法律事務所

CONTENTS

新年ご挨拶／中野 昌治

私と野球／阿野 寛之

《運用・改正》法律上の親子関係の規定
／田瀬 憲夫

司法修習生の指導を行いました
／根岸 大将

無罪判決 獲得報告
／寺井 研一郎

税制への対応
税理士だけで対応できないことも多くなってきた
／和唐 雄一

書：富永　剛

迎春

令和六年

弁護士法人
大手町法律事務所
OTEMACHI LAW OFFICE

（後列左から）眞子 幸人 弁護士　牧山 愛美 弁護士　根岸 大将 弁護士　寺井 研一郎 弁護士　中西 俊博 弁護士　富永 剛 弁護士　木下結香子 弁護士　松田 麻友美 弁護士

（前列左から）田中 圭 弁護士　清成 真 執行役員　合山 純篤 代表（福岡オフィス所長）　中野 昌治 代表（北九州オフィス所長）　中野 敬一 代表（北九州オフィス所長）　阿野 寛之 執行役員　田瀬 憲夫 代表（福岡オフィス所長）

新年ご挨拶

明けましておめでとうございます。

昨年5月より、コロナウィルス感染症が５類指定に移行し、ようやく日常が戻ってきた感じがします。

昨年の1月よりの当事務所の動きを振り返ってみますと、東京の企業に出向していた眞子弁護士が戻ってきました。コロナ禍でリモート勤務が進んだおかげで、復帰後も出向先の企業の仕事を続けています。このリモート勤務が進んだおかげで、当事務所では、4名の弁護士が東京や地元北九州の各企業で、週1ないし2回のリモート勤務（時々出社することもあるようです。）をするようになり、若手弁護士の仕事の中で、相当の仕事量となってきました。

7月末には、野球で大活躍していた和田直道弁護士が家庭の事情もあり、出身地の関西の事務所に移籍しました。移籍先の事務所は関西でも名門中の名門事務所ですので、そこでの活躍を期待したいと思います。なお、野球部にはそのまま在席することとしています。

11月には、久しぶりに事務所旅行を企画し、弁護士･事務員さんのみならず家族を含めた48名の大旅行を実施しました。子供さんたちが大勢参加したため、大変にぎやかな旅行になりました。

一昨年の古野君の退所に続き、和田君の退所と若手の退所が続きましたが、両君とも今後とも仕事のうえでは連携していくことにしていますので、海外や関西方面での件にも十分対処可能かと思いますので、今年もよろしくお願いします。

代表弁護士
中野　昌治
MASAHARU NAKANO

私と野球

昨年は侍ジャパンのWBC優勝、阪神タイガースの38年ぶりの「アレ」など、例年に増して野球に熱狂する人々が多かった年でした。私もまさしく「熱狂する人々」の中の一人で、元々は野球大好き少年でした。中学校に野球部がなく断念していましたが、2000年に北九州で弁護士登録し、北九州弁護士会野球部に入部、小学校以来のプレーヤーとしての野球キャリアを再開しました。その後早朝野球やサンデーリーグのチームともご縁があり、一番多いときでは週3試合フル出場で参加していました。右投げ左打ち（弁護士登録後に左打ちに転向）、ポジションは主に捕手ですが、まだ20代のころに苅田町のグラウンドで人生唯一の柵越えホームランを打ったのは今となってはいい思い出です。

私が現在参加している2チームを紹介させていただきます。

❶北九州マッツ：北九州弁護士会野球部。創設は1985年前後だと聞いています。チーム名は「無法松」とニューヨークメッツをかけています。毎年、「日弁連野球全国大会」という大会が全国各地で開催されており、厳しい予選を勝ち上がりこの大会に出場することを目標にしています。北九州マッツはこれまで3回（2005年・北九州、2010年・ナゴヤドーム、2019年・福島）出場しました。今年で49歳の私も未だに現役選手ですが、最年長選手は今年で77歳、他にも71歳の投手が現役で投げてます。まだまだ引退させてもらえそうにありません。

❷橘クラブ：小倉早朝野球連盟のチームです。1979年創設。「橘寿司」というお寿司屋さんの常連さんで作ったチームだそうです。弁護士、医療関係やマスコミ関係等、各方面から選手が集まり（顧問先様からのご参加もいただいております）、年10試合前後の対戦をこなしています。私は2005年から参加し、2009年から選手兼監督でしたが、最近は若手選手が増えベンチで監督業に専念しています。一昨年、昨年と西日本大会（毎年北九州市で開催される各地の早朝野球の選抜大会）に出場させていただき、采配の楽しさを噛みしめています。新人選手は随時募集中、興味のある方は是非お声がけください。

執行役員
阿野　寛之
HIROYUKI ANO

司法修習生の指導を行いました

この事務所報をご覧になってくださっている方には、弁護士とはある程度関わったことがある方も多いかもしれませんが、司法修習生にお会いされたことがある人は多くないのではないでしょうか。

実は、司法試験に合格しただけでは法曹（裁判官・検察官・弁護士）資格は得られません。司法試験に合格した後、まずは、決められたプログラムに沿って司法修習（研修のようなものです）を受けなければなりません。司法試験に合格した者であっても、実際の案件を処理したことは無いわけですから、試験に合格後、修習によって、実際の案件を処理するための実務的な知識を学んでいくというわけです。ちなみに、法曹資格を得るためには、修習の最後に司法修習生考試という試験に合格しなければなりません。司法試験に合格した後に、まだ最後に試験があるわけです。

その司法修習の一環として、「分野別実務修習」という司法修習生が全国各地の裁判所、検察庁、弁護士会に配属され、実際の裁判官・検察官・弁護士から指導を受ける期間があり、私が、その分野別事務修習において指導担当弁護士に任命されて指導を行いました。

私の指導が十分だったかはわかりませんが、修習生には、私自身が司法修習生時代に先輩の法曹の方々から教わったことや自身の経験等に基づく指導をさせていただきました。私自身、指導を行うような立場になったのだと身が引き締まる思いになると共に、初心を思い出すこともできました。

弁護士
根岸　大将
DAISUKE NEGISHI

《運用・改正》法律上の親子関係の規定

「嫡出推定」という言葉、聞いたことはありますでしょうか。具体的には、民法772条の「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」というものなのですが、婚姻中に「出産」ではなく「懐胎」した子、という規定です。

「嫡出推定」は非常に強力で、争うための手段が、母の法律上の夫による「嫡出否認の訴え」に限定されていました。また、「懐胎した」ことの特定は困難なこともあって、婚姻成立日から200日以後、婚姻の解消・取消しから300日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したと推定するとして日数で条件が定められていました。

この「推定」は、法律上の夫が海外にいた、など一定の場合に例外的に「及ばない」とされ得る（最高裁平成12年）ものの、一旦推定が及ぶと、子からの「親子関係不存在の訴え」は仮にDNA鑑定の結果を示してもなお不適法とされていました（最高裁平成26年）。

この推定があることによって、真実の父親ではなく母の法律上の夫の戸籍に入る子や、これを避けるために出生届が出されず無戸籍となる子が少なからずいました。こういった事態は、裁判所の運用で若干の回避が可能だったのですが、制度上確立したものとはいえませんでした。そこで、今般、令和4年12月に民法改正がなされ、令和6年4月より、概ね、以下のようになります。

まず、女性の再婚禁止期間が廃止されました。そして、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとなりました。

更に、今まで父親（母の戸籍上の夫）のみに認められた嫡出否認の訴えが子や母親からも提起できるようになり、その出訴期間も今までの1年から3年に伸長されます。

従前の嫡出推定制度は、科学的に親子関係を特定できない時代には子の立場の安定のために重要なものだったのだと思いますが、現代、その制度のために、出生届出を躊躇い、無戸籍となった子が大勢いたことからの改正といえます。家族関係の法律は、この他にも子の福祉の観点からの親権等に関する改正が進んでいます。

代表（福岡オフィス所長）
田瀬　憲夫
NORIO TASE

無罪判決 獲得報告

日本における刑事事件での有罪率は99%以上といわれ、起訴されればほとんどが有罪判決となる中で、今秋、無罪判決を獲得しました。この場を借りてご報告させていただきます。

事件は交通事故です。国道3号線を自動車で走行していた依頼者（被告人）は、右折のため交差点内で一時停止していました。対面信号が黄色に変わり、対向車線の車が速度を落とします。信号が赤色に変わり、対向車線の車は停止しかけるのを見た依頼者は、右折を始め、右折先の横断歩道や周辺を確認しながら交差点内を進みました。交通法規を守った、ごく自然、全く問題のない右折です。ですが、依頼者の視界が、突然、眩しくなりました。エッと思って左に目をやったと同時に、ドン、と音がしました。赤信号で交差点に進入してきたバイクと衝突したのです。

この事故で、検察官は、依頼者の過失があるとして罰金刑を求めました。その過失とは、簡単に言うと、「対向車線の第2レーンと第3レーンに渋滞停止中の車があり第1レーンが見えない中で、第1レーンから交差点に進んでくる車を予想せず漫然と交差点を右折した。」というものです。検察官は、2レーン、3レーンの停止車両を“渋滞停止中”としています。なんと、検察官は、バイクが赤信号無視で進入したことを見逃したまま起訴したのです。

検察官が赤信号を見落としたのは、端的にいえば警察による不十分な捜査の結果です。警察は、バイク運転手の話を元に捜査を進めました。彼は、赤信号無視だったことを話しておらず、彼の話だけ聞けば、普通に交差点に進入したところ、右折してきた依頼者にぶつけられた、ということになり、依頼者の過失が認められてしまいます。

通常、当事者双方の主張に耳を傾け、客観的な物証（防犯カメラやドライブレコーダー、スリップ痕、等）により裏付けをとりながら捜査をします。しかし、本件依頼者は外国籍の方でした。日本語は一通り話せるものの、100%の意思疎通はできませんので、主張をきちんと伝えられず、また、おそらく、捜査官は彼の主張を話半分にしか聞かず、結果、バイク運転手の主張だけに依拠した杜撰な捜査がなされたのです。

公判では、バイク運転手や警察官、依頼者の尋問と、防犯カメラ映像、信号サイクル表などを通じて赤信号無視を明らかにしたことで、無事にバイクの赤信号無視が認定され、無罪判決となりました。依頼者からすれば当然の結論ですが、もし私が不適切な弁護をしていれば有罪判決となっていた可能性もあり、改めて身が引き締められる思いです。

弁護士
寺井　研一郎
KENICHIRO TERAI

税制への対応

～税理士だけで対応できないことも多くなってきた～

福岡市で会計事務所を経営している公認会計士・税理士の和唐（わとう）と申します。北九州市出身で小倉高等学校卒業の諸先輩方がいらっしゃる大手町法律事務所様と御縁があり、このような寄稿の機会を頂きました。

税理士業界では年末が近づくと、来年の税制改正がどのようになるのかが大きな話題の一つとなります。令和5年度税制改正では、相続税法の改正として、暦年贈与における生前贈与加算の加算期間が3年から7年に延長されることが話題となりました。

生前贈与加算とは、相続人が相続開始前の一定期間に被相続人から受けた生前贈与について、被相続人の相続財産に加算（持ち戻し）する事を言います。生前贈与加算の対象となる財産は相続財産に含めて相続税の計算を行うため増税となる改正です。

ここで注意が必要なのは、あくまでもこの持ち戻しは相続税法の話であり、民法における持ち戻しの話とは似て非なるものという事です。相続対策においては、税金対策は数ある対策の一つでしかなく、税金以外にも相続人の遺留分、配偶者の相続後の生活資金、相続後の不動産などの管理は可能かなど多面的な検討が必要です。このような問題に対応するには税理士だけの知識では不十分となり、弁護士など他の専門家と連携して対策を考える必要があります。

また、今後の税制改正において、知的財産で得た所得に対する優遇税制の創設について議論されているようです（本稿執筆令和5年11月時点）。特許権など知的財産に関連する分野は特に専門的な知識が必要なものであり、知財を扱う弁理士との連携も必須となると考えられます。

弊所では、大手町法律事務所様を始めとして弁理士、司法書士、社会保険労務士など様々な専門家と連携しています。税務会計顧問業務を通じて、各種税目の申告業務や事業承継対策、相続対策業務を行っています。また、公認会計士特有の業務として主に社会医療法人の法定会計監査業務なども行っていますので、ご相談などございましたらお気軽にご連絡ください。

公認会計士・税理士
和唐　雄一
YUICHI WATO

10周年記念旅行 in 広島 10周年旅行に行ってきました!